5　Summary
⑴　Deputy of President : Nobuhiro Shinohara, Procurement Management Department, Japan Pension Service
⑵　Classification of the services to be procured : 26
⑶　Nature and quantity of the products to be purchased : Office Automation Apparatus (a postage meter), 1 set
⑷　Performance period : From date of contract through 20 March, 2025
⑸　Delivery place : Places designated by Japan Pension Service
⑹　Qualifications for participating in the tendering procedures : Suppliers eligible for participating in the proposed tender are those who shall ;
①　It must be a person who doesn't correspond to the person and the bankrupt who doesn't have the ability that the corresponding contract concludes by not obtaining rehabilitation.
②　It is a person who disturbed the execution of the duty as the person and the staff who disturbed the fulfillment of the person and the highest bidder who disturbed the execution of a person who did the act of injustice for the compact prosecution and a fair competition of the contract, and it is ill-founded and it person who doesn't correspond to the person who doesn't perform a contract.
③　Have the Grade A, Grade B or Grade C in "Sale of product" in terms of the qualification for participating in tenders by the Ministry of Health, Labour and Welfare (Single qualification for every ministry and agency) in Kanto-Koshinetsu Area in fiscal years 2022, 2023, 2024
④　Prove to have actually engaged in fair amount of similar matters properly
⑤　Prove to have the ability to provide sufficient service with certainty
⑥　Prove to have no false statement in tendering documents
⑦　Prove neither the business condition nor credibility is deteriorating
⑧　Other persons who are qualified as provided in the bidding instructions
⑺　Time-limit for Tender : 6 : 00 PM, 19 August, 2024
⑻　Contact point for the notice : Takafumi Komatsu, Procurement Management Department, Japan Pension Service, 5―24, Takaido-nishi 3-chome, Suginami-ku, Tokyo, 168―8505, Japan TEL 03―5344―1100

入札公告の訂正

次のとおり訂正いたします。
令和６年６月18日
契約担当職
国立研究開発法人産業技術総合研究所
大型調達室長　山野　雅史
◎調達機関番号　808　◎所在地番号　08
○産総第23号
1　掲載日　令和６年４月15日（号外政府調達第69号）
2　訂正内容　15ページ３段目掲載の入札公告について、３⑸中「令和６年６月４日17時」を「令和６年６月11日17時」に、３⑹中「令和６年６月５日14時」を「令和６年６月12日14時30分」に、５⑺中「17 : 00, June 4, 2024」を「17 : 00, June 11, 2024」に訂正します。

入 札 公 告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。
本入札公告に記載の工事は、入札書及び競争参加資格確認資料の提出を同時に行う試行工事（以下「同時提出型」という。）です。
本工事は、電子契約システム対象案件です。
令和６年６月18日
支出負担行為担当官
東北農政局長　前島　明成
◎調達機関番号　018　◎所在地番号　04
1　工事概要
⑴　品目分類番号　41
⑵　工事名　国営造成土地改良施設整備事業　迫川上流地区　荒砥沢ダム他ダム管理設備等製作据付工事
⑶　工事場所　宮城県栗原市栗駒文字荒砥沢地内　一迫長崎川台地内　花山字本沢淵牛地内他
⑷　工事内容　荒砥沢ダム管理制御設備　ダム管理用制御処理設備　１式　ＣＣＴＶ設備　１式　テレメータ放流警報設備　１式　観測設備　１式　電源・電気設備　１式　小田ダム管理制御設備　ダム管理用制御処理設備　１式　ＣＣＴＶ設備　１式　観測設備　１式　テレメータ放流警報設備　１式　多重無線設備　１式　電源・電気設備　１式　栗原地方ダム総合事務所設備　荒砥沢ダム遠隔操作設備　１式　小田ダム遠隔操作設備　１式　既設設備撤去　１式
⑸　工期　令和８年３月13日まで
⑹　本工事は、提出された技術資料に基づき、入札価格と入札価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（標準Ａ型）の適用工事である。
また、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式の試行工事である。
⑺　本工事は、品質・安全等の確保がされないおそれがある極端な低価格での調達を見込んでいないかなどを厳格に調査する特別重点調査の試行工事である。
⑻　本工事は、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第85条に基づく調査基準価格（以下「調査基準価格」という。）を下回った価格をもって契約する者に対して、予決令第86条に規定する調査（以下「低入札価格調査」という。）結果の公表及び監督体制の強化等により品質確保等の対策を実施する工事である。
⑼　本工事は、調査基準価格を下回った価格をもって契約する者に対して、施工確認段階等において監督職員が文書により受注者に改善を指示した場合、その回数に応じ以降の１年間東北農政局管内の別の新規工事における総合評価落札方式の加算点等を減ずる試行工事である。
⑽　本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後ＶＥ方式の対象工事である。
⑾　本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。
⑿　本工事は、入札説明書の交付、競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び技術提案書を含む競争参加資格確認資料（以下「確認資料」という。）の提出、受領に係る確認及び入札について、原則として電子入札システムで行う対象工事である。ただし、電子入札システムによりがたい者であって、紙入札方式（持参又は郵送）の承諾に関する承諾願を提出し承諾を得た者は、紙入札方式に代えることができる。
⒀　本工事は、広域的に施工箇所が点在する工事であることから、施工箇所毎に共通仮設費及び現場管理費を算出する「施工箇所が点在する工事積算方法」による工事である。
⒁　本工事の施工に当たり、１日未満で完了する作業量の作業が見込まれ、施工パッケージ型積算基準と乖離があった場合において、１日未満で完了する作業の積算の適用について監督職員と協議し、設計変更することができる。
⒂　本工事は、東日本大震災の被災３県（岩手県、宮城県、福島県）で実施される工事であり、東日本大震災の復旧・復興事業等における積算方法による間接工事費等の補正を適用する工事である。
⒃　本工事の施工に当たり、「共通仮設費（率分）のうち営繕費（労働者送迎費、宿泊費、借上費）」及び「現場管理費のうち労務管理費（募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用）」（以下「営繕費等実績変更対象経費」という。）については、工事実施に当たって積算額と実際の費用に乖離が生じることが考えられる。契約締結後、受注者の責によらない地元調整等により施工計画に変更が生じ、土地改良事業等請負工事積算基準の金額相当では適正な工事の実施が困難になった場合は、営繕費等実績変更対象経費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更することができる。